

都市計画法第62条第1項の規定により，京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので，同法第2項の規定により，次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月5日

京都市長 門川大作

1 図書の写しの概要

(1) 施行者の名称

京都市

阪神高速道路株式会社

(2) 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

ア 1・4・3号新十条通

1・4・9号久世橋線

イ 1・4・9号久世橋線

1・4・7号油小路線

ウ 1・4・9号久世橋線

(3) 事業施行期間

ア 平成19年2月2日から平成24年3月31日まで

イ 平成19年2月2日から平成24年3月31日まで

ウ 平成19年5月18日から平成24年3月31日まで

(4) 事業地

変更なし

2 縦覧場所，縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

(2) 縦覧期間

平成23年4月5日から平成24年3月31日まで

（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(建設局事業推進室)